

東京福祉大学 通信教育課程に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 東京福祉大学（以下、「本学」という。）に置く通信教育課程（以下、「本通信教育課程」という。）は、通信の方法によって豊かで幅広い一般教養に加え、社会福祉学、保育児童学、教育学及び心理学の諸科目の専門的な理論と知識や技術を学ばせることによって実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。
- 2 この規程は、「東京福祉大学 学則」第3条第3項の定めにより本学の通信教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 本通信教育課程は、社会福祉学、保育児童学、教育学及び心理学の教育研究水準の向上を図り、本通信教育課程の目的を達成するため、本通信教育課程における教育研究活動等の状況について自己点検、評価を行うものとする。
- 4 前項の点検、評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(構成及び収容定員)

第2条 本通信教育課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおり定める。

学部名	課程・学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
社会福祉学部	社会福祉学科 通信教育課程	520名	2年次 5名 3年次300名 4年次 10名	2,705名
社会福祉学部計				2,705名

学部名	課程・学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	教育学科 通信教育課程	200名	2年次 20名 3年次300名 4年次 20名	1,480名
教育学部計				1,480名

学部名	課程・学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
心理学部	心理学科 通信教育課程	300名	2年次 5名 3年次350名 4年次 10名	1,925名
心理学部計				1,925名

学部名	課程・学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
保育児童学部	保育児童学科 通信教育課程	100名	2年次 100名 3年次 80名 4年次 20名	880名
保育児童学部計				880名

2 資格課程、専攻等については別に定める。

(修業年限)

第3条 本通信教育課程の修業年限は、4年間とする。ただし、3年以上在学した者が、第18条に定める卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、学校教育法施行規則に定めるところにより、その卒業を認めることができる。

2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

(正科生・特修生・科目等履修生)

第4条 本通信教育課程の学生は、正科生、特修生及び科目等履修生に分かれる。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第4条の2 本学の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、本学の建学の精神・使命や教育の目的を達成するため、本学の定める教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づき、編成するものとする。

(授業科目の区別)

第5条 本通信教育課程における授業科目は、総合教育科目、専門教育科目及び資格に関する科目とし、これを必修科目及び選択科目に区分する。

2 各授業科目は、授業の方法により、①主として教科書等により学習する印刷授業科目、②講義・演習・実習等により学習する面接授業（スクーリング）科目、③主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる放送授業科目、④メディアを利用して行う授業科目、⑤面接（スクーリング）及び印刷併用授業科目、⑥放送及び印刷併用授業科目及び⑦メディア及び印刷併用授業科目として編成する。

3 本通信教育課程において教育する授業科目及びその単位数等を別表1に定める。また、その履修方法、経過措置等の詳細については、「東京福祉大学 通信教育課程における教育課程及び履修方法に関する細則」に定める。

ただし、社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科及び保育児童学部保育児童学科に設ける社会福祉士養成課程については別表3に定め、別表3に定める実習演習科目については、合同授業（社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科及び保育児童学部保育児童学科の社会福祉士養成課程の学級間において同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）又は合併授業（社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科及び保育児童学部保育児童学科の社会福祉士養成課程と他の学科、専攻、コース等と同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）を行わない。

また、社会福祉学部社会福祉学科及び心理学部心理学科に設ける精神保健福祉士養成課程については別表4に定め、別表4に定める実習演習科目については、合同授業（社会福祉学部社会福祉学科及び心理学部心理学科の精神保健福祉士養成課程の学級間において同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）又は合併授業（社会福祉学部社会福祉学科及び心理学部心理学科の精神保健福祉士養成課程と他の学科、専攻、コース等と同時に授業を行うことをいう。以

下、同じ。)を行わない。

- 4 資格に関する教育科目並びに別表1及び別表3から別表5に定める授業科目の外、必要に応じて適宜開設する授業科目については別に定める。

(単位数の算定方法等)

第6条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

- (1) 印刷授業においては、1単位45時間の学修を必要とする印刷教材等の分量は、教科書等おむねA5版100頁程度とする。
- (2) 面接授業(スクーリング)の講義及び演習においては、授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって1単位とする。
- (3) 面接授業(スクーリング)の実習においては、30時間から45時間の範囲内で各授業科目において定める。
- (4) 放送授業の講義及び演習においては、授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって1単位とする。
- (5) メディア及び演習においては、授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって1単位とする。
- (6) 面接(スクーリング)及び印刷併用授業科目においては、各授業科目とも1単位15時間相当の面接授業(スクーリング)と印刷授業により構成する。
- (7) 放送及び印刷併用授業科目においては、各授業科目とも1単位15時間相当の放送授業と印刷授業により構成する。
- (8) メディア及び印刷併用授業科目においては、各授業科目とも1単位15時間相当のメディアを利用して行う授業と印刷授業により構成する。

(総合教育科目)

第7条 総合教育科目については、社会福祉学部及び保育児童学部においては38単位以上、教育学部においては30単位以上、心理学部においては38単位以上を修得しなければならない。

(専門教育科目)

第8条 専門教育科目は、社会福祉学部及び保育児童学部においては専門基礎科目、専門必修科目及び専門選択科目を含めて90単位以上、教育学部においては94単位以上、心理学部においては86単位以上を修得しなければならない。

第3章 学習指導

(授業科目の配当)

第9条 授業科目は、これを1年次から4年次の4カ年に配当する。

- 2 教科書等の教材の配本は、授業科目の年次配当及び選択履修登録に従い指定する。
- 3 各授業科目の履修は、授業科目の年次配当を考慮して各自の授業計画に沿って進めるものとする。

(学習指導)

第10条 学習指導は、教科書等の教材の指定、学習、質疑応答、レポート作成・添削指導、面接授業（講義・演習・実習）、放送授業、メディアを利用して行う授業、卒業研究及びその他の方法によって行う。

- (1) 学習の過程における質疑は、配布された質問事項記載用紙を提出して随時行うことができる。
- (2) 印刷授業等のレポートは、各授業科目の設題について所定の方法により作成提出しなければならない。このレポートが不合格の場合は所定の方法により再度提出しなければならない。
- (3) 面接授業（スクーリング）は本大学及び全国の適当な地区において、通学課程と同一程度において実施し、その時期及び会場は別に公示する。
- (4) 面接授業（スクーリング）科目については、通学課程における当該科目の規定単位を修得することによっても単位を認定できるものとする。
- (5) 放送授業は、放送その他これに準ずるものの視聴により学修し、授業を行う教室等以外の場所で行われるものとする。
- (6) メディアを利用して行う授業は、同時かつ双方向に行われる通信システムを利用し、授業を行う教室等以外の教室等で行われるものとする。
- (7) 夏期短期研修プログラムの単位認定については、別に定める。

（ソーシャルワーク実習 精神保健福祉実習の履修要件）

第11条 ソーシャルワーク実習を履修するには、所定の期日までに、ソーシャルワーク演習Ⅰ（2単位）、ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（2単位）、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（2単位）、社会福祉原論（4単位）、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）（2単位）、人体の構造と機能及び疾病（2単位）、社会保障論（4単位）、地域福祉論（4単位）の単位を修得し、ソーシャルワークの基盤と専門職（2単位）のレポート、科目終了試験に合格し、ソーシャルワーク演習Ⅱ（2単位）、ソーシャルワーク演習Ⅲ（2単位）のスクーリングに合格し、かつソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（4単位）、ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（4単位）のいずれか1科目以上のレポート、科目終了試験に合格していなければならない。

2 精神保健福祉実習を履修するには、所定の期日までに、精神保健福祉実習指導Ⅰ（2単位）、精神保健福祉実習指導Ⅱ（2単位）、社会福祉原論（4単位）、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（4単位）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）（4単位）、精神保健福祉の原理（4単位）、精神疾患とその治療（4単位）、精神保健福祉制度論（2単位）、精神障害リハビリテーション論（2単位）の単位を修得し、精神保健学（4単位）、障害者福祉論（2単位）、ソーシャルワークの基盤と専門職（2単位）のレポートに合格し、ソーシャルワーク演習Ⅰ（2単位）、精神保健福祉演習Ⅰ（2単位）、精神保健福祉演習Ⅱ（2単位）のスクーリングに合格していなければならない。

第4章 試 験

（科目終了試験）

第12条 履修科目の科目終了試験は筆答試験として、通学課程と同一程度において行う。

2 授業科目の試験の成績はA（100～90点）・B+（89～80点）・B（79点～70点）・C（69～60点）・F（59点以下）の5種類とし、A・B+・B・Cは合格とし、Fは不合格とし単位は認めない。

- 3 本学においてはGPA制度により、授業科目ごとの5段階ごとの成績評価A・B+・B・C・Fに対して、4・3・2・1・0のグレードポイントを付与し、この単位当たりの平均（GPA、グレード・ポイント・アベレージ）が2学年度連続して2.0未満の学生に対しては、退学を勧告する。
- 4 科目終了試験は、試験日、試験会場、実施方法等を別に公示する。

（受験資格）

第13条 印刷授業科目の科目終了試験の受験申込は、所定のレポート提出時に受け付けるものとする。

（単位認定）

第14条 単位の認定は、各授業科目の定めるところにより、科目終了試験の合格又はレポート試験及び科目終了試験の合格により与えるものとする。

- 2 科目終了試験に不合格の場合は、再度科目終了試験を受けなければならない。

（入学後の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第15条 本通信教育課程は教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、他の大学又は短期大学において修得した単位を、別に定めるところにより60単位を超えない範囲内で、本学で修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、本通信教育課程の承認を受けて、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 なお、社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科及び保育児童学部保育児童学科に設ける社会福祉士養成課程において、社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を一体不可分のものとして取り扱い、個別の認定は行わない。
- 4 社会福祉学部社会福祉学科及び心理学部心理学科に設ける精神保健福祉士養成課程において、精神保健福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、精神保健福祉実習指導及び精神保健福祉実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わない。

（入学後の他の大学および短期大学又は他の専門学校の教育施設等における学修）

第16条 本通信教育課程は教育上有益であり本学のレベルと同等と認めるときは、編入学、転学の場合を除き、学生が行う他の大学および短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、本学の単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、本規程により、編入学、転学の場合を除き、本通信教育課程において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 なお、社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科及び保育児童学部保育児童学科に設ける社会福祉士養成課程において、社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習を一体不可分のものとして取り扱い、個別の認定は行わない。
- 4 社会福祉学部社会福祉学科及び心理学部心理学科に設ける精神保健福祉士養成課程において、精神保健福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、精神保健福祉実習指

導と精神保健福祉実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わない。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 他の大学あるいは短期大学等を卒業又は中途退学し、新たに本通信教育課程に入学した者について教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより編入学、転学等の場合を除き、大学あるいは短期大学における既修得単位のうち、60単位を超えない範囲内で本学で修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の既修得単位には、第15条及び第16条の規定による学修を含まないものとする。
- 3 既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。
- 4 社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科及び保育児童学部保育児童学科に設ける社会福祉士養成課程において、社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を一体不可分のものとして取り扱い、個別の認定は行わないものとする。
- 5 社会福祉学部社会福祉学科及び心理学部心理学科に設ける精神保健福祉士養成課程において、精神保健福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、精神保健福祉実習指導と精神保健福祉実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わないものとする。

第5章 卒業

(卒業に必要な単位数)

第18条 本学を卒業するために必要な単位数は、社会福祉学部及び保育児童学部128単位、教育学部及び心理学部124単位とする。

- 2 前号の卒業要件には、社会福祉学部及び保育児童学部においては総合教育科目38単位以上及び専門教育科目90単位以上を、教育学部においては総合教育科目30単位以上及び専門教育科目94単位以上を、心理学部においては総合教育科目38単位以上及び専門教育科目86単位以上を含めて修得しなければならない。また、前号の卒業要件単位数のうち30単位以上は、面接授業またはメディアを利用して行う授業によって修得しなければならない。ただし、この内10単位までを、放送授業によって修得することができる。なお、他学部の科目を履修し取得した単位を卒業要件単位に参入することができる。
- 3 第12条第2項及び第3項に規定するGPA（グレード・ポイント・アベレージ）が2.0以上であること。
- 4 本通信教育課程における授業科目は、本学通学課程の該当する授業科目の規定単位を修得することによっても単位を認定できるものとする。
- 5 卒業に必要な合計単位数に達したとき、卒業を認める（編入学の既修得単位で認定された単位を第23条第1項及び第2項並びに第16条第1項さらに第17条等により本学において修得したものとみなす。又単位を合算することもできる）。

(卒業証書)

第19条 本通信教育課程に4年以上在学（第23条に規定する編入学者を除く。）して、所定の単位を修得した者には卒業を認定し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第20条 社会福祉学科の課程を卒業した者は、学士（社会福祉学）の学位を授与する。

- 2 教育学科の課程を卒業した者は、学士（教育学）の学位を授与する。
- 3 心理学科の課程を卒業した者は、学士（心理学）の学位を授与する。
- 4 保育児童学科の課程を卒業した者は、学士（保育児童学）の学位を授与する。

第6章 入学・休学・復学・退学・転学・転籍

（入学期）

第21条 入学の時期は、原則として4月及び9月とする。（但し、臨時入学を許可する。）

（入学資格）

第22条 正科生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1） 高等学校を卒業した者
- （2） 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- （3） 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （4） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5） 文部科学大臣の指定した者（専修学校の高等課程における修業年限3年以上の課程で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者）
- （6） 大学入学資格検定規定により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- （7） 学校教育法第56条の規定による中等教育学校を卒業した者
- （8） その他、相当法令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（編入学）

第23条 本学の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- （1） 4年制大学に1年以上在学し、大学1学年以上を修了した者
- （2） 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- （3） 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1700時間以上又は62単位以上であるものに限る。）を修了した者
- （4） 修業年限が2年以上、その他文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科を修了した者

2 本学の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- （1） 4年制大学に2年以上在学し、大学2学年以上を修了した者
- （2） 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- （3） 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1700時間以上又は62単位以上であるものに限る。）を修了した者
- （4） 修業年限が2年以上、その他文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科を修了した者

3 本学の第4年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- （1） 社会福祉学部社会福祉学科

- ① 社会福祉士指定科目が履修できる大学（社会福祉士及び介護福祉士法第7条1号）で、社会福祉士指定科目を履修して卒業した者、もしくは卒業見込みの者
- ② 社会福祉士指定科目が履修できる3年制短期大学又は3年制専門学校 専修課程（社会福祉士及び介護福祉士法第7条4号）で、社会福祉士指定科目を履修して卒業した者、もしくは卒業見込みの者
- ③ 出身学校で履修した科目が、本学において、次項に規定する認定単位数を満たしている者
- (2) 教育学部教育学科
 - ① 4年制大学を卒業した者、又は4年制大学に3年以上在学し、大学3学年以上を修了した者
 - ② 出身学校で履修した科目が、本学において、次項に規定する認定単位数を満たしている者
- (3) 心理学部心理学科
 - ① 4年制大学を卒業した者、又は4年制大学に3年以上在学し、大学3学年以上を修了した者
 - ② 出身学校で履修した科目が、本学において、次項に規定する認定単位数を満たしている者
- (4) 保育児童学部保育児童学科
 - ① 保育士養成施設として厚生労働大臣から指定された4年制大学を卒業した者、もしくは卒業見込みの者
 - ② 保育士養成施設として厚生労働大臣から指定された3年制短期大学を卒業した者、もしくは卒業見込みの者
 - ③ 保育士養成施設として厚生労働大臣から指定されている3年制専門学校（専修学校専門課程）、もしくは併修制度等により保育士資格が卒業時に取得できる3年制専門学校（専修学校専門課程）で、保育士資格の資格を取得した者、もしくは取得見込みの者
 - ④ 出身学校で履修した科目が、本学において、次項に規定する認定単位数を満たしている者
- 4 前3項の規定による編入学による既修得単位の認定は、2年次に編入の時は32単位を超えない範囲内で、3年次に編入の時は62単位を超えない範囲内で、また4年次生に編入の時は96単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 本学に編入学を許可されたものの最長在学年数は、第4条の規定にかかわらず、それぞれ、第2年次編入学者は6年、第3年次編入学者は4年、第4年次編入学者は2年とする。

(入学願)

第24条 入学志願者は所定の入学願書・成績証明書・卒業証明書（又は検定証明書）・出身学校長の調査書・最近撮影した写真に別表2に定める入学選考料を添えて提出しなければならない。また、必要に応じて健康診断書等を提出させることができる。

(入学選考)

第25条 入学は、書類選考により、学長が許可する。

(誓約書)

第26条 入学を許可された者は、保証人を定め、誓約書に別表2に定める入学金を添えて期日までに提出しなければならない。

(保証人)

第27条 保証人は父母あるいは配偶者等の親族、及びこれに準ずる者、又は本通信教育課程で適当と認められた者に限る。

- 2 保証人は入学生の学生生活と教育に関する一切の責に任じ得る者でなければならない。

(転籍・転居・改名)

第28条 学生又は保証人が転籍、転居又は改名した時は、その旨を直ちに届出なければならない。

(休学)

第29条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細に事由を記した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は病気のため就学が不相当と認められる者等に対しては休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は原則として、4月又は9月を起点として、年単位で認めるものとする。ただし、4月2日又は9月2日以降に休学に入った者は、6ヶ月経過後の最初の4月又は9月に、原学年次に自動的に復学するものとする。
- 4 前項の場合、休学者が引続き休学をするには、改めて休学の手続きを行い、休学在籍登録をしなければならない。
- 5 休学手続きの際の休学在籍登録料は20,000円とする。
- 6 休学の期間は通算して4年間を超えることができない。

(復学)

第30条 復学を希望する者は、学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

(願出退学)

第31条 疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、その理由を付した保証人連署の退学願を本通信教育課程を経て、学長に提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第32条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 第3条に規定する在学期間を超える者
- (3) 第29条第6項に規定する休学期間を超えたため復学の許可を得られなかった者
- (4) 所定の期間内に所定の学費を納入せず、督促してもこれに応じなかった者

(再入学)

第33条 正当な理由で願出退学した者が、新たに再入学を希望する時は、学長の許可を得て再入学することができる。

- 2 再入学を希望する者は、編入学と同様の手続きをとるものとする。
- 3 再入学を希望する者は、別表2に定める入学金及び編入学料を納めるものとする。

(転学)

第34条 他の大学(通学課程又は通信教育課程)から、本通信教育課程に転学を、あるいは本通信教育課程から他の大学に転学を希望する者がいるときは、学長が許可することができる。

- 2 前項により、転学した者の在学年数並びに単位数については、元の大学又は元の学科の在学年数、単位数の全部又は、一部を算入することができる。

(転 籍)

第35条 学生が本学の通学課程に転籍を希望する場合及び本学の通学課程の学生が、通信教育課程に転籍を希望する場合は、学長に願い出て転籍の許可を受けなければならない。

(二重学籍の禁止)

第36条 正科生は、本通信教育課程に並行して他の大学に在学することはできない。

第7章 科目等履修生・特修生

(科目等履修生)

第37条 本通信教育課程において、開講する授業科目の一部又は全部の履修を希望する者は、定員に余裕のある場合に限り科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本規程及び学則第44条第2項の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生として在学した年数は必要在学年数として換算することはできない。
- 4 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特修生)

第38条 第22条に規定する正科生として入学資格のないものは、選考によって特修生として入学を許可することができる。

- 2 特修生は、正科生に準じて教育を受けることができる。

(正科生の資格取得)

第39条 特修生として総合教育科目4科目16単位以上を、原則として入学後6ヶ月以内に修得した場合には、本通信教育課程の正科生としての資格を認めることができる。ただし、この正科生の資格取得について本学通信教育課程のみ有効なものであり、他の大学に入学する場合は適用とならない。

(修了証書)

第40条 特修生として所定の課程を修了したものは修了証書を授与する。

- 2 特修生として修得した科目・単位については正科生入学時にこれを追認することができる。特修生として在学した年数は、第19条に規定する在学年数に換算する。

(本規程の準用)

第41条 科目等履修生及び特修生については、この章に規定するもののほか、本規程第18条から第20条までの規定を除き本規程を準用する。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第42条 本通信教育課程に関する事務を処理するため、通信教育部を置く。

- 2 通信教育部には、通信教育部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な教職員を配置する。

第9章 通信教育委員会

(通信教育委員会)

第43条 本通信教育課程に通信教育委員会を置く。

2 通信教育委員会については別に定める。

第10章 学 費

(学 費)

第44条 学生は授業料、各種手数料その他所定の学費を納めなければならない。

2 授業料の額は別表2に定める。

3 授業料(学習指導書代等を含む)は、原則として学年始めに納めなければならない。ただし、事情により分納を許可することがある。

4 休学中は別表2に定める休学在籍登録料を納めるものとする。

(面接授業料)

第45条 面接授業料は、別に定める所定額を所定の時期に納めなければならない。

(授業料の免除)

第46条 学生のうち成績優秀であって経済的理由等により納付が著しく困難な者に対しては、授業料の全部又は一部を免除する場合がある。

(校内奨学金)

第46条の2 学業・人物ともに優秀と認められた場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部に相当する額の校内奨学金を給付する場合がある。

2 校内奨学金に関するその他必要事項は別に定める。

(学費の不返還)

第47条 一旦納入した学費、諸費用等は、理由の如何にかかわらず一切これを返還しない。

(学費の変更)

第48条 学費は、経済情勢の変動等の事情により変更することがある。

第11章 学 生 証

(学生証)

第49条 正科生には学生証を交付する。

(身分証明書)

第50条 科目等履修生及び特修生には身分証明書を交付する。

(学生証の呈示)

第51条 試験・面接授業・メディアを利用して行う授業に出席する場合、また面接指導を受ける場合には、写真入りの学生証又は身分証明書を呈示しなければならない。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第52条 学業優秀であって特に模範と認められる者に対してはこれを表彰する場合がある。

(懲 戒)

第53条 学生としてその本分にもとる行為があったときは、学長は、次の各号のいずれかの懲戒を加えることができる。

- (1) 戒 告
- (2) 受験停止
- (3) 停 学
- (4) 懲戒退学
- (5) 抹籍退学

2 次の各号の一に該当する学生に対しては、学長は前項第4号及び第5号の退学を命じることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学業態度不誠実かつ学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 本学の指示、指導に従わず、秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 3 懲戒に関するその他必要事項は別に定める。

第13章 その他

(改廃)

第54条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年1月25日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. 社会福祉学部保育児童学科は、改正後の本学則第2条及びその他の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科学生の教育課程、卒業及び学位等については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2. 規程第11条、第15条、第16条においては、改正後の規程第11条、第15条、第16条にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科に在学した学生、令和3年4月1日以降に入学した2、3、4年次編入学生、令和4年4月1日以降に入学した3、4年次編入学生及び令和5年4月1日以降に入学した4年次編入学生については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。